

2017年10月19日

国際協力銀行 (JBIC)  
代表取締役総裁 近藤 章 様

## インドネシア西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 1号機、および、2号機に関する 私たちの懸念について徹底した調査を求める要請書

私たち、コミュニティー連合であるラペル (Rapel, Rakyat Penyelamat Lingkungan : 環境保護民衆) ・チレボンのメンバーは、JBIC 総裁や JBIC 環境ガイドライン担当審査役に対する複数のレターと異議申立書をすでに送付し、生計手段への深刻な被害や健康への影響、環境アセスメントや土地収用のプロセスにおける不備、同事業の違法性を含む、チレボン石炭火力発電事業に関する私たちの懸念について伝えてきました。そして今日、私たちが1通目のレター (2016年4月付) を貴行に送付して以降すでに1年半が経っていますが、同事業を担当する JBIC 職員がチレボン市を訪問し、ようやく、私たちラペルとの初めての会合を持つことになりました。

私たちは、本日の会合で、JBIC に対し、私たちの主要な懸念を口頭で伝えられるよう努力するつもりですが、時間的な制約のため、会合で詳細をすべてお話しすることができないのではと恐れています。しかしながら、私たちは、これまでに提出したレターや異議申立書 (2016年4月付のレター、2016年9月28日付のレター、2016年11月8日付の審査役に対する異議申立書、2017年3月23日付の国際要請書、2017年5月21日付の審査役に対する異議申立書、9月2日付の審査役に対するレター、9月20日付のレター) において、私たちの懸念を十分に記述してきたと考えます。したがって、私たちが今日、チレボン市での会合において貴行に直接お伝えする内容とともに、私たちの (以前の) レターや異議申立書を JBIC が慎重にレビューするよう強く要請します。

私たちはまた、JBIC が、(1) 改訂された環境許認可が有効なものか否か、(2) 同事業によって引き起こされた／引き起こされる環境・社会・経済面での問題が適切に解決された／解決されるか否かなど、JBIC ガイドラインの遵守について確認するため、少なくとも6ヶ月間、JBIC 自身による徹底かつ独立した調査を実施するよう強く要請します。JBIC は、これらの点、つまり、JBIC ガイドラインの遵守について明確に確認できるまで、同事業2号機に対するいかなる融資の貸付も行なうべきではありません。また、CEPR も、こうした JBIC による徹底した調査が行なわれている間、事業サイトでのいかなる建設作業も継続すべきではありません。

(1) 改訂された環境許認可の有効性については、私たちが早急にバンドゥン行政地方裁判所 (PTUN) への新たな訴訟を起こすために準備中であるため、JBIC は同訴訟に関する裁判所の最終的な判断 (控訴等の状況により、地裁、もしくは、高裁、最高裁の判断) を確かめることが必要です。改訂された環境許認可に関するリーガルオピニオンについては、さらに、私たちを支援している弁護士チームに聞いていただければと思います。

(2) 環境・社会・経済面の問題については、たとえば、小規模漁業、貝採取、塩づくり、農業といった生計手段の機会の喪失や減少が、コミュニティーにとっての大きな問題となってきました。したがって、影響を受けたコミュニティーのメンバー各々の生計手段が CEP/CEPR の各補償措置や CSR プログラムによって効果的に改善、もしくは、回復したか否かを JBIC が確認することが重要です。私た

ちは、そうした確認が数日間、あるいは、数週間といった短期間の現地調査でできるものではないと考えます。そうした確認は何ヶ月かかかるはずです。また、私たちは、長期的に、自分たちの子どもたちを含む、私たちの健康にさらなる影響があるのではないかと懸念しています。（チレボン発電事業の）1号機に利用されている、もしくは、2号機に利用される予定の大気汚染対策技術が、日本の（より）古い石炭火力発電所で利用されてきた高パフォーマンスかつ利用可能な最善の技術ではないという事実は、私たちにとって許容しがたいものです。

貴行のご配慮に感謝致します。私たちは、今回、JBIC が私たちの懸念と要請に対し、十分かつ真摯に配慮して下さるよう心から期待しています。

（ラペル・チレボンのメンバー2名による署名）

Cc:

JBIC 環境ガイドライン担当審査役